

高知県知事 様

申請者 住所

氏名 印

実 績 報 告 書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けました令和 年度高知県子ども食堂支援事業を完了しましたので、高知県子ども食堂支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金既交付決定額 (A) 円
- 2 補助金精算額 (B) 円
- 3 差引増減額 (B-A) 円
- 4 添付書類

	書類	運営経費等を報告する場合	感染症対策経費のみ報告する場合
(1)	子ども食堂支援事業報告書（別紙7）	○	○
(2)	補助金精算額調書（別紙8-1）	○	-
	補助金精算額調書（別紙8-2）	-	○
(3)	変更収支内訳書 （別紙9-1、9-2、9-3）	○	-
(4)	その他関係資料		

(別紙 7)

子ども食堂支援事業報告書

子ども食堂の名称							
運営団体名							
開催する子ども食堂の概要							
運営方式	定期的に開催						
	公立小学校の長期休暇期間に開催						
開催計画 (定期開催)	年 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
	回 数						
	年 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
	回 数						
	合 計	回 (うち 補助対象 回)					
開催計画 (長期休暇期間開催)	年 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
	回 数						
	年 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
	回 数						
	合 計	回 (うち 補助対象 回)					

項目	開催日・内容
子育て支援に関する講話及び体験活動	
学習支援	

- 1 開催の状況が分かる資料（チラシや広報誌の写しなど）を添付してください。ホームページ等に掲載している場合は、該当するホームページの URL を、「開催した子ども食堂の概要」欄に記入してください。また、開催日を全て記入してください。
- 2 「運営方式」欄は、該当する開催方法に「○」を記入してください。
- 3 「開催実績」欄は、本年度における各月の開催回数を記入してください。定期開催の場合は月 4 回、長期休暇期間開催の場合は週（月～日）3 回を補助対象の上限とします。なお、定期開催と長期休暇期間開催が同一週に重なった場合は、週 3 回が上限となります。
- 4 子育て支援に関する講話及び体験活動並びに学習支援を実施した場合は、開催日及び内容を記載してください。子育て支援に関する講話及び体験活動は、開催の状況が分かる資料（チラシ、写真等）を添付してください。

(別紙8-1)

補助精算額調書

		(1)開設経費	(2)運営経費	計
総事業費 A		①	②	
収入額	市町村補助金 B			③
	参加利用料 C			④
	寄附金その他 D ※2			⑤
	計 E (B+C+D)			
差引金額 F (A-E) ※1				
補助対象経費決算額 G		⑥	⑦	
補助基準額の上限額 H				
補助所要額 I ※3				
補助所要額 (1)+(2)				

補助所要額(3)、(4)	
(3)-1 保険料	⑧
(3)-2 腸内細菌検査料	⑨
(4) 子育て支援及び学習支援	⑩

※4 収入額が開設経費及び運営経費の総事業費の合計を超えた場合は、超えた額 J を(3)および(4)の補助所要額から差し引く

収入額を超えた額 J	
------------	--

補助所要額 (1)+(2)+(3)+(4)-J	+	⑩感染症対策費 合計	=	補助金精算額

※5 1,000円未満切り捨て

※6 1,000円未満切り捨て

- ◆ この所要額調書は、事業実績報告書(別紙7)、決算収支内訳書(別紙9-1、9-2、9-3)を仕上げから作成してください。
- ◆ 上記①～⑩には、収支内訳書(別紙9-1、9-2、9-3)に記載されている①～⑩と同じ数字が入ります。
- ◆ 上記Hの、(1)開設経費には「開設準備」10万円または「改修」15万円を記入し、(2)運営経費には、1回あたりの補助基準額(6,500円)に事業計画書(別紙1)に記入した補助対象回数を掛けた額を記入してください。
- ◆ 色つきセルについては自動計算ではありませんので記入漏れがないようにしてください。

※1 (1)開設経費のFの金額が、G及びHの金額のいずれか少ない方の額と同額になるように記入してください。

※2 (1)開設経費のDとEには、AからFを引いた金額を記入してください。最後に、(2)運営経費のDに、⑤から(1)開設経費のDを引いた金額を記入してください。

※3 IIには、(1)開設経費と(2)運営経費のそれぞれでF、G、Hの金額を比較し、最も少ない額を記入してください。(1,000円未満切り捨て)

(別紙9-1)

決算収支内訳書

1 収入の部

(単位:円)

項目	決算額	内訳
子ども食堂支援事業費補助金	円	
市町村補助金	③ 円	
参加利用料	④ 円	
寄附金その他(※1)	⑤ 円	
自主財源	円	
計	円	

2 支出の部

(単位:円)

(1)開設経費(※2)

項目	決算額	補助対象経費	積算内訳(※4)
準開 備設	円	円	
備品購入費、消耗品費、 10万円以下の改修費			
改 修	円	円	
10万円を超える改修費			
小計(1)	① 円	⑥ 円	

(2)運営経費

項目	決算額	補助対象経費	積算内訳(※4)
食材費	円	円	
その他経費	円	円	
小計(2)	② 円	円	⑦ 補助対象回数見合額(※3) 円

(3)衛生管理経費

項目	決算額	補助対象経費	積算内訳(※4)
保険料	円	円	⑧ 補助対象回数見合額(※2) 円
腸内細菌検査料	円	⑨ 円	
小計(3)	円	円	

(別紙9-2)

(4)子育て支援及び学習支援経費

項目	決算額	補助対象経費	積算内訳(※4)
1. 子育て支援に係る講師への謝金、旅費	円	円	
2. 学習支援を行う者への謝金、旅費	円	円	
小計(4)	円	円	⑩ 補助対象回数見合額(※2) (ただし上限2万円) 円

※1 寄附金を翌年度以降の予備費として残す場合は、寄附活用予定額を差し引いた額を記載してください。

(「子ども食堂支援事業費補助金の交付を受ける場合の寄附金の取り扱いについて(別紙10)」参照)

※2 開設経費のうち、「開設準備」と「改修」はどちらか一方のみ活用できます。

※3 「補助対象回数見合額」とは、子ども食堂開催予定のうち、補助対象となった開催にかかった費用です。

=「補助対象経費」×「補助対象回数」÷「開催計画回数」(事業計画書(別紙7)に記入)

※4 補助対象外経費については、**積算内訳の最後尾に「外」と記載**してください。(例:〇〇〇〇(外))

(別紙9-3)

(5) 感染症対策経費

項目	決算額	補助対象経費	積算内訳(※1)
①備品購入費、消耗品費	円	円	
②主に消毒に従事する者への賃金、報償費、旅費	円	円	
小計	小計(5) 円	小計(6) 円	

※1 補助対象外経費については、積算内訳の最後尾に「外」と記載してください。(例:〇〇〇〇(外))

①感染症対策費	
---------	--

円

※2:小計(6)から1,000円未満切り捨て
※3:上限10万円

支出決算額 合計 小計(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	
-----------------------------------	--

円

子ども食堂寄附金活用計画書

令和 年 月 日

高知県知事様

申請者 住所

氏名

印

(子ども食堂名) では、下記 1 及び 2 のとおり、今年度いただいた寄附金を翌年度の子ども食堂事業に活用する予定です。

つきましては、令和 年度高知県子ども食堂支援事業費補助金の実績報告において、収入額から下記 1 の額を控除していただきますようお願いいたします。

記

1 寄附金活用予定額 _____ 円

2 寄附金活用内訳 (補助対象経費に該当するもの)

--

*添付資料：寄附金額が分かるもの (通帳の写し等)

*寄附受納額： _____ 円 (令和 年 月末日現在)

3 注意事項

- (1) 別記「子ども食堂支援事業費補助金の交付を受ける場合の寄附金の取り扱いについて」を参照のうえ、作成すること。
- (2) 上記「2 寄附金活用内訳」に記載する項目は、翌年度の高知県子ども食堂支援事業費補助金の申請時、対象外経費として計上すること。
- (3) 対象外経費として計上したものの、実績報告時に活用実績が無かった場合は、原則、活用予定額を寄附金として充当すること。ただし、翌々年度に向けて、再度寄附金活用計画書を提出することができる。
- (4) 夏休みのみ開催する子ども食堂については、寄附金活用計画書は対象外とする。

(別記)

子ども食堂支援事業費補助金の交付を受ける場合の寄附金の取り扱いについて

子ども食堂への寄附金は、原則、当年度の運営経費に充当するが、食堂の継続運営のため、下記①～⑤の条件で翌年度以降の予備費として残すことができることとする。

なお、子ども食堂事業以外に対する寄附金については、本取り扱いの対象とならない。

①対象経費

○交付要綱第3条別表第1

- ・子ども食堂開設経費①に掲げている補助対象の物品の買い換え又は追加購入
(計器等消耗品費、備品購入費)
- ・台所や手洗い場の改修など食品衛生に関する改修等、参加者の安全に配慮するための改修

②単年度ごとの上限額

- ・受納した寄附金額の50%は必ず当年度の運営経費等に充当したうえで、残った寄附金のうち15万円を超えない範囲で翌年度に残すことができる。

③累計上限額

- ・子ども食堂1箇所につき15万円

④手続き

- ・実績報告時に子ども食堂寄附金活用計画書を県に提出。

⑤子ども食堂の運営をやめる場合

- ・予備費に残金がある場合は子ども食堂支援基金へ寄附する。